

【表紙】

| | |
|----------------|--|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年6月29日 |
| 【会社名】 | 東洋インキ製造株式会社 |
| 【英訳名】 | TOYO INK MFG. CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 佐久間 国雄 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 取締役 青山 裕也 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区京橋二丁目3番13号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 東洋インキ製造株式会社関西支社 (大阪市福島区海老江一丁目12番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長佐久間国雄及び当社最高財務責任者取締役青山裕也は、当社、当社連結子会社及び持分法適用関連会社（以下「当企業グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備し運用しております。

内部統制は、基本的に業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいいます。このうち財務報告に係る内部統制は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するための同プロセスであり、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って連結財務諸表及び財務報告が適正に作成されることを、合理的に保証する方針及び手続が含まれます。

なお、内部統制は固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があり、その目的の達成にとって絶対的なものではありませんが、各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当社事業年度末日である平成22年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、実施いたしました。

評価に当たっては、意見書に示されている内部統制の評価の基準及び実施基準に準拠して、企業集団全体に係る全社的な内部統制、並びに、業務プロセスにおける内部統制の統制上の要点について、内部統制の整備状況及び運用状況に係る評価手続を実施いたしました。

本評価に当たっては、財務報告に係る内部統制について、当社、当社連結子会社及び持分法適用関連会社を対象に、財務諸表の表示及び開示、企業活動を構成する事業または業務、財務報告の基礎となる取引又は事象、並びに主要な業務プロセス等について、財務報告全体に対する金額的及び質的影響の重要性を検討し、財務報告に係る内部統制の評価に関する実施基準に示されている手順と方法で合理的な評価範囲を決定いたしました。

まず、全社的な内部統制について、僅少な一部事業拠点を除く全ての事業拠点を対象に評価を実施いたしました。次に、決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、上記全社的な内部統制に準じて、僅少な一部事業拠点を除く全ての事業拠点を対象に評価を実施いたしました。

決算・財務報告以外の業務プロセスの内部統制については、全社的な内部統制の結果を踏まえて、評価範囲を決定いたしました。その手順は前連結会計年度の売上高（連結会社間内部取引消去後）を指標とし、その概ね2/3を一定割合として金額的及び質的影響の重要性の観点から、重要な事業拠点を選定し、選定した事業拠点における当企業グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成22年3月31日時点における、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。